

公立保育所運営計画

(令和5年度 ～ 令和6年度)



令和5年3月

宮崎市 子ども未来部 保育幼稚園課



目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 対象施設	2
第2章 宮崎市の保育の現状と課題	
1 就学前児童の状況	3
2 教育・保育施設の定員と利用状況	3
3 教育・保育施設数の推移	4
4 認可保育所等の入所児童の推移	4
5 待機児童	5
第3章 公立保育所の現状と課題	
1 利用状況	6
2 修繕費、管理運営費	7
3 地域の保育需要に応じた対応	8
4 私立施設との関係	8
第4章 目指すべき方向性	
1 新しい公立保育所の姿	9
第5章 具体的な取り組み	
1 保育所ごとの具体的な取り組み	11
(1) 小戸保育所	12
(2) 青島保育所	14
(3) 跡江保育所	16
(4) 福島保育所	18
(5) 東高岡保育所	20
2 その他の取り組み	22
(1) 新型コロナウイルス感染症について	22
(2) 保育所における食事について	22
(3) 職員配置について	23
第6章 取り組みの推進にあたって	
	24

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子育てや保育を取り巻く環境は、近年、大きく変化しており、様々な課題が発生しています。

課題の一つに少子化がありますが、本市の就学前児童数は毎年約500人ずつ減少しており、平成30年から令和4年までで約2,000人減少しています。また、これまで本市においても、待機児童対策として保育の受け皿整備を進めてきましたが、令和4年4月に待機児童が0人となり、今後のさらなる少子化を見据え、保育の受け皿のあり方についても検討すべき時期を迎えていると言えます。

また、保育ニーズの多様化も進んでおり、外国籍児童やひとり親、虐待、要保護世帯等の社会的配慮が必要な世帯への対応に加え、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことにより、医療的ケアが必要な児童への対応も必要となりました。

公立の保育所は、保育所という枠組みにありながらも、私立施設とは異なり、地方公務員法に基づき、市民全体の奉仕者として、公共の利益の増進に尽くすべき存在です。近年顕在化してきた様々な課題に対し、行政機関ならではのネットワーク等を活かし、関係機関と連携をとりながら対応していかなければなりません。

今後、公立保育所が果たすべき責任と役割について、老朽化している施設の現状も踏まえながら目指すべき方向性を示すため、今回、新たな運営計画の策定を行います。

これまでの経緯

- 平成14年 2月 宮崎市行財政改革大綱（平成14年度～平成16年度）
- 平成17年 4月 宮崎市行財政改革大綱（平成17年度～平成19年度）
- 平成19年11月 市立保育所運営の全体計画（平成19年度～平成24年度）
- 平成24年10月 公立保育所運営計画（平成25年度～平成29年度）
- 平成30年 3月 公立保育所運営計画（平成30年度～令和4年度）

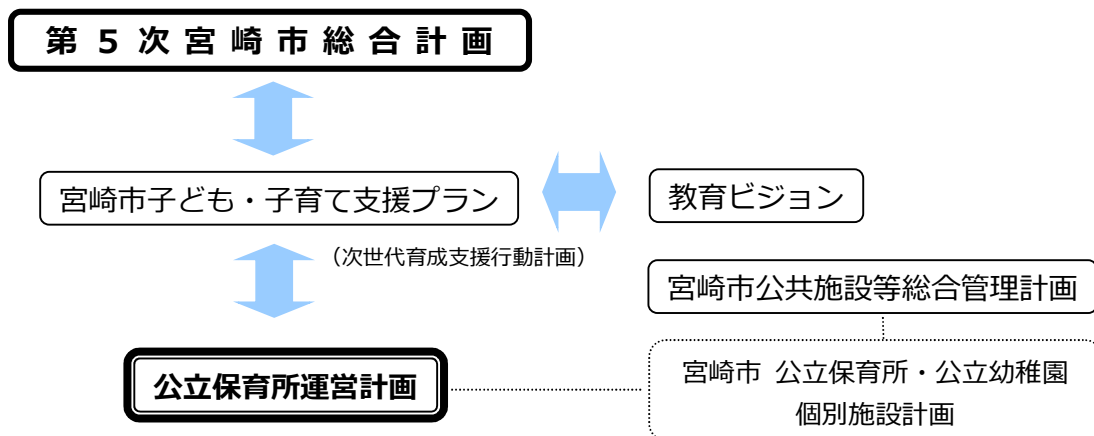
—公立保育所数の推移—

	施設数
平成18年 1市3町合併	13
平成19年 田代保育所民営化	12
平成22年 東高岡保育所（指定管理者制度）	12
平成23年 古城・佐土原・那珂保育所民営化	9
平成24年 穂・広瀬中央・赤江保育所民営化	6
平成30年 浦之名保育所廃止	5



2 計画の位置づけ

本計画は、「宮崎市子ども・子育て支援プラン」の一部を補完する計画です。このことから、計画の策定にあたっては、関連計画と連携を図ります。



3 計画の期間

計画期間は、令和5年度から令和6年度までの2年間とします。

これまでは、5年周期で計画作成を行ってきましたが、「第5次宮崎市総合計画」の前期基本計画及び「第2期宮崎市子ども・子育て支援プラン」の終期と統一することに加え、国の動向や新型コロナウイルス感染症の影響等により、目まぐるしく状況が変化する保育現場に即した計画とするため、今回の計画は、2年間で作成します。

なお、令和7年度以降については、計画の実施状況や社会情勢の変化等を総合的に勘案し、見直しを図っていくこととします。

【主な関連計画の一覧】

計画名	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
第5次宮崎市総合計画	■	■	■	■	■	■	■				
第2期宮崎市子ども・子育て支援プラン			■	■	■	■	■				
公立保育所運営計画	■	■	■	■	■	■	■				
宮崎市公共施設等総合管理計画	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
公立保育所・公立幼稚園 個別施設計画			■	■	■	■	■	■	■	■	■

新運営計画

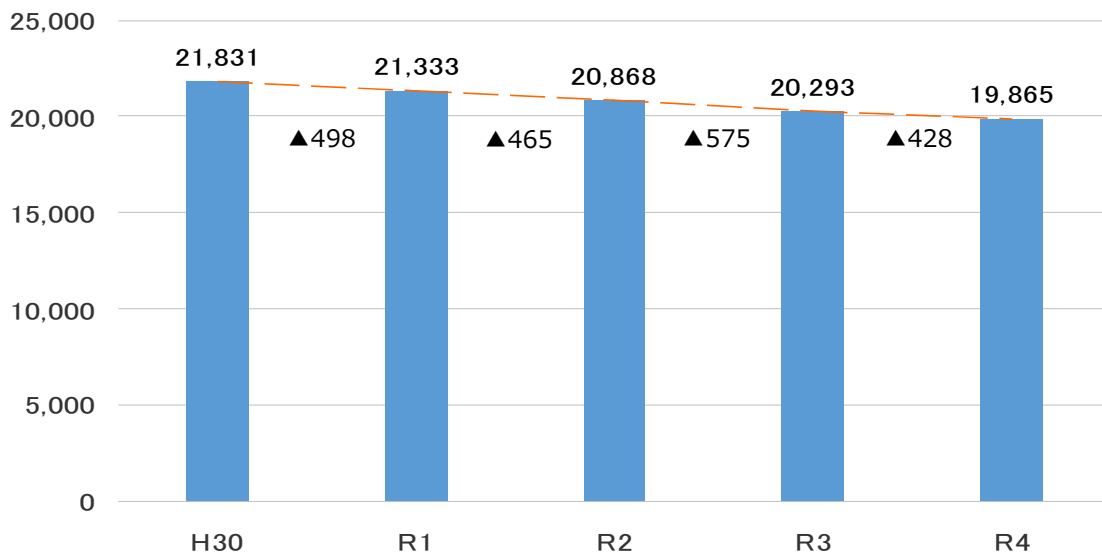
4 対象施設

公立保育所 5箇所

第2章 宮崎市の保育の現状と課題

1 就学前児童の状況

本市における就学前児童（0～5歳）の人口は、平成30年以降毎年約500名ずつ減少しており、少子化の傾向が顕著となっております。

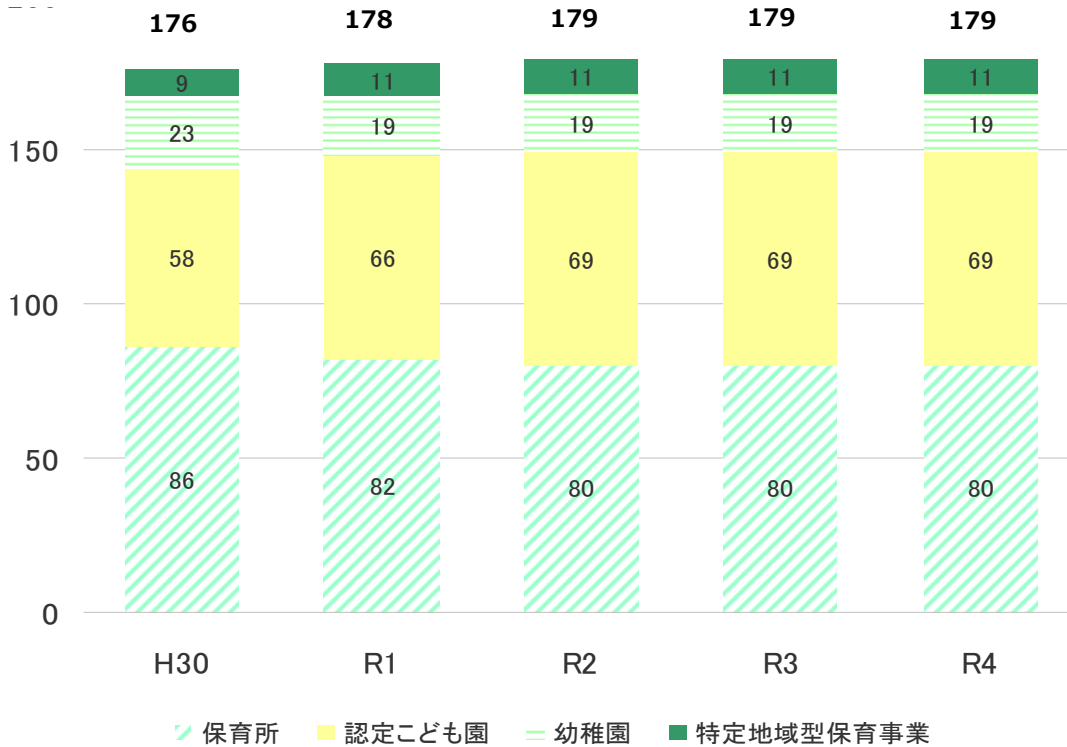


2 教育・保育施設の定員と利用状況（令和4年4月1日）

施設の種類	施設数 (か所)	定員（人）			利用児童数（人）			
		1号	2・3号	計	1号	2・3号	計	
保育所	公立	5	—	295	295	—	241	241
	私立	75	—	6,025	6,025	—	5,814	5,814
	小計(①)	80	0	6,320	6,320	0	6,055	6,055
認定 こども園	幼保連携型（私立）	55	1,670	5,075	6,745	1,381	4,997	6,378
	幼稚園型（私立）	12	760	663	1,423	498	553	1,051
	保育所型（私立）	2	30	200	230	35	205	240
	小計(②)	69	2,460	5,938	8,398	1,914	5,755	7,669
幼稚園	施設型給付（公立）	2	90	—	90	13	—	13
	施設型給付（私立）	16	1,325	—	1,325	958	—	958
	私学助成（国立）	1	124	—	124	103	—	103
小計(③)	19	1,539	0	1,539	1,074	0	1,074	
小規模保育事業（④）	10	—	141	141	—	108	108	
事業所内保育事業（⑤）	1	—	12	12	—	12	12	
合計（①+②+③+④+⑤）	179	3,999	12,411	16,410	2,988	11,930	14,918	
定員に対する利用率					74.7%	96.1%	90.9%	

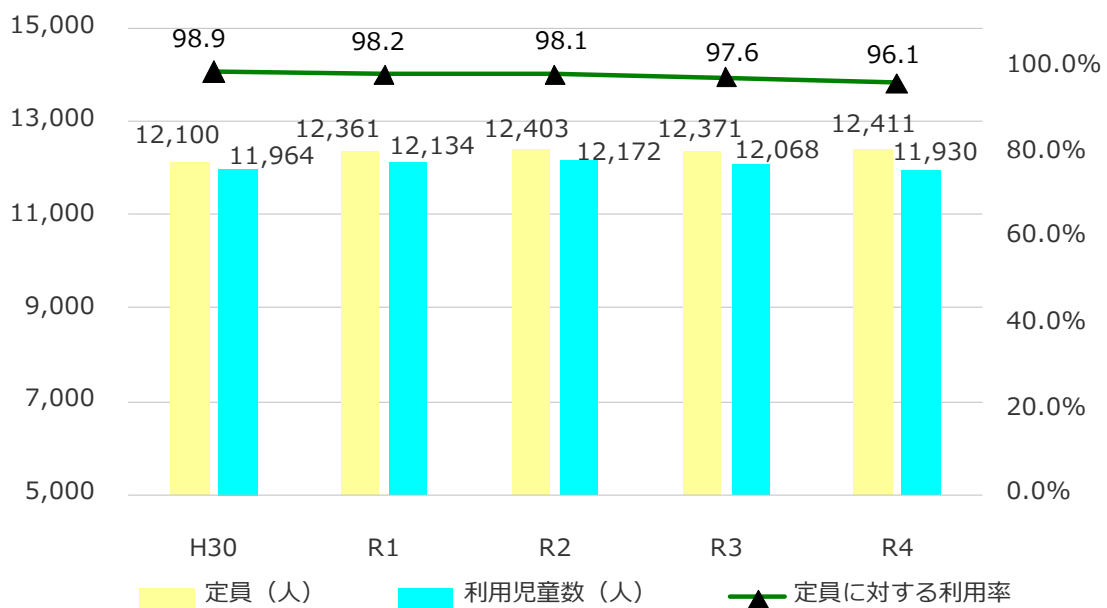
3 教育・保育施設数の推移

本市では、待機児童対策として保育の受け皿整備を進めてきましたが、近年は少子化の影響もあり、施設数は横ばいとなっています。



4 認可保育所等の入所児童の推移

認可保育所等の入所児童については、平成30年から令和4年までの間で大きな変化は見られませんが、少子化の影響により、定員に対する利用率は減少傾向にあります。



5 待機児童

本市においても、待機児童は喫緊の課題として対策に取り組んできました。少子化の影響もあり、令和4年4月1日時点での待機児童は0人となりました。

保育の利用状況（各年4月1日）

年 度		H30	R1	R2	R3	R4
定員（人）	①	12,100	12,361	12,403	12,371	12,411
全申込児童数（人）	②	12,139	12,292	12,294	12,185	12,008
利用児童数（人）	③	11,998	12,134	12,172	12,068	11,930
利用保留となった児童数 （②－③）（人）	④	141	158	122	117	78
④のうち待機児童数（人）	⑤	56	43	14	1	0
④のうち空き待ち児童数（人）	⑥	85	115	108	116	78
定員に対する利用率	⑦	99.2%	98.2%	98.1%	97.6%	96.1%

※待機児童・・・空きがないために待機となった児童の数

※空き待ち児童・・・保育所の方針に共感できる、知人が通っている等の理由により特定の保育所等を希望し、他に利用可能な保育所等があるにも関わらず待機している児童の数



第3章 公立保育所の現状と課題

1 利用状況

令和4年4月1日現在、公立の保育所は5園あり、うち1園が指定管理により運営を行っています。

公立保育所においても、少子化等の影響で毎年定員に達していない施設があり、入所者の確保策を検討する必要がありますが、公立保育所は、公共の利益の増進に尽くす行政機関として、社会情勢や国の方針に応じ、私立ではサービスが行き届かない部分に率先して対応する必要があることから、そのことも意識した上で入所者確保のあり方を検討する必要があると考えています。

一方で、就学前児童数は、子ども・子育て支援プランにおける推計を上回るペースで減少しており、少子化が加速している状況となっています。そのため、今後は、入所者の確保策を進めながらも、利用率を維持していくことが困難となる施設も出てくることが考えられます。

現状

- ・ 毎年定員に達していない施設がある。
- ・ 想定以上のスピードで少子化が進んでいる。

課題

- 1-1 私立ではサービスが行き届かない部分に率先して対応する必要がある。
- 1-2 公共の利益の増進に尽くす行政機関として、入所者確保のあり方を検討する必要がある。
- 1-3 利用率を維持することが困難となる施設が出てくる。

<公立保育所入所者数の推移 ※各年 4.1 時点>

	定員	H30	R1	R2	R3	R4	利用率(%) ※R4.4.1時点
小戸	80	77	67	68	66	63	78.8
青島	45	27	25	23	20	22	48.9
跡江	75	72	68	68	65	63	84.0
福島	45	42	38	39	34	38	84.4
東高岡	50	53	55	58	53	53	106.0
合計	295	271	253	256	238	239	81.0

＜就学前児童数の実績と推計＞

R2. 3月時点 ※子ども・子育て支援プラン作成時点	実績					推計		
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
	22,769	22,543	22,227	21,831	21,333	20,963	20,590	20,265
R4. 4月時点 ※最新	実績					推計		
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
	22,769	22,543	22,227	21,831	21,333	20,868	20,293	19,865

最新の実績では、推計を上回るスピードで少子化が進んでいる。

2 修繕費、管理運営費

公立保育所は、現状、福島保育所が最も古く、令和4年度で築46年が経過しています。次いで東高岡保育所、跡江保育所、青島保育所と続いていきますが、築年数の経過に応じて、各施設で修繕費等がかさんでいる状況です。

また、修繕費等のハード面にかかる費用のほか、施設運営にかかる委託料や手数料等の管理運営費についても、市が負担することによって運営している状況です。

今後も少子化が進んでいく中で、費用対効果も視野に入れた、効率的な運営方法についての検討が必要となっています。



- ・築年数に応じて、修繕等にかかる施設維持費がかさんでいる。
- ・施設運営にかかる委託料や手数料、指定管理料等の管理運営費についても、市が負担することによって運営している。



2-1 費用対効果も視野に入れた、効率的な運営方法についての検討が必要。

施設名	構造	建築年	延床面積	敷地面積	特記
福島保育所	鉄筋平屋	S51	371 m ²	1,907 m ²	
東高岡保育所	鉄骨平屋	H21	432 m ²	2,390 m ²	
跡江保育所	木造平屋	H26	772 m ²	5,342 m ²	旧 S45 年築 (建替)
青島保育所	鉄筋3階	H29	255 m ²	5,499 m ²	旧 S49 年築 (建替)
小戸保育所	鉄骨2階	R4	1,084 m ²	1,811 m ²	旧 S50 年築 (建替)

3 地域の保育需要に応じた対応

これまで、全国的に待機児童対策が喫緊の課題として位置づけられ、本市においても、待機児童解消のため、保育の受け皿整備を進めてきました。

しかしながら、令和4年4月1日時点で本市の待機児童は0人となり、また、少子化に歯止めがかかっていない状況も踏まえると、今後は、保育の受け皿整備以外の新たな子育て施策への転換を検討すべき状況にきているといえます。

公立保育所運営計画（H30～H34）においても、「公立保育所は、定員割れしている地域において、適切な対応が必要」とされており、今後、公立保育所は、地域の保育需要に応じて施設のあり方を検討する必要があります。

現状

・令和4年4月1日時点で、待機児童が0になった。

課題

3-1 地域の保育需要に応じて、施設のあり方検討が必要。

4 私立施設との関係

近年、少子化の進行や保育ニーズの多様化等により、保育所が担うべき役割についても、公立、私立問わず、大きく変化している状況です。

今後は、保育所同士が相互に補完しあいながら、社会情勢や国の方針を踏まえ、時代に対応した保育サービスを提供していく必要があります。

また、目まぐるしく変わる保育の現場に市全体で対応するため、これまで保育の現場で得られたノウハウについては、公立、私立問わず互いに還元していくべきであると考えています。

現状

・少子化や保育ニーズの多様化により、保育所が担うべき役割が変化している。

課題

4-1 得られたノウハウを公立、私立問わず互いに還元していく必要がある。

第4章 目指すべき方向性

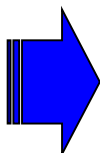
1 新しい公立保育所の姿

前章にて抽出した課題に対応するため、公立保育所が目指すべき方向性について、下記のとおり4つに整理しました。今後は、市内に5つある公立保育所について、保育所の特性や、保育所所在地の地域性を勘案し、この方向性を踏まえながら保育を行っていきます。

課題

1-1 私立ではサービスが行き届かない部分に率先して対応が必要。

1-2 公共の利益の増進に尽くす行政機関として、入所者確保のあり方の検討が必要。



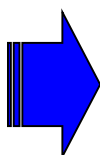
方向性1 特別な配慮が必要な児童への支援

従来から積極的に受入を実施していた発達障がい等をもった児童に加え、医療的ケア児、外国籍、要保護世帯等の児童について、積極的な受入を実施します。

また、保育サービスを提供するだけでなく、親子の状況に応じて、育児の不安や悩みに関する相談に、地域や関係機関とも連携しながら対応します。

課題

1-3 利用率を維持することが困難となる施設が出てくる。



方向性2 空き定員を活用した子育て支援

保育所等に通っていない親子の孤立を防ぐため、既存の一時預かりの仕組みを活用するなど、積極的な受入を行います。

また、その中で、困難に直面している世帯等がある場合には、行政機関としてのネットワークを活用し、適切な支援を行います。

課題

2-1 費用対効果も視野に入れた、効率的な運営方法についての検討が必要。

3-1 地域の保育需要に応じて、施設のあり方検討が必要。



方向性3 施設のあり方検討

公立保育所の運営には、委託料や手数料等の経費がかかるとともに、施設によっては老朽化が進み、修繕費がかさんでいる状況です。

また、待機児童が0人という状況も踏まえ、私立保育所等の体制を維持しつつ、地域における適切な定員設定を行っていくために、公立保育所がその調整役を担います。

課題

4-1 得られたノウハウを公立、私立問わず互いに還元していく必要がある。



方向性4 市全体の保育の質向上への寄与

配慮が必要な児童を受け入れている施設等において、私立の保育士等に対し、公開保育や研修受入を実施します。

また、公立私立問わず、保育所同士で抱える課題やノウハウについて共有するため、意見交換等の場を設けます。

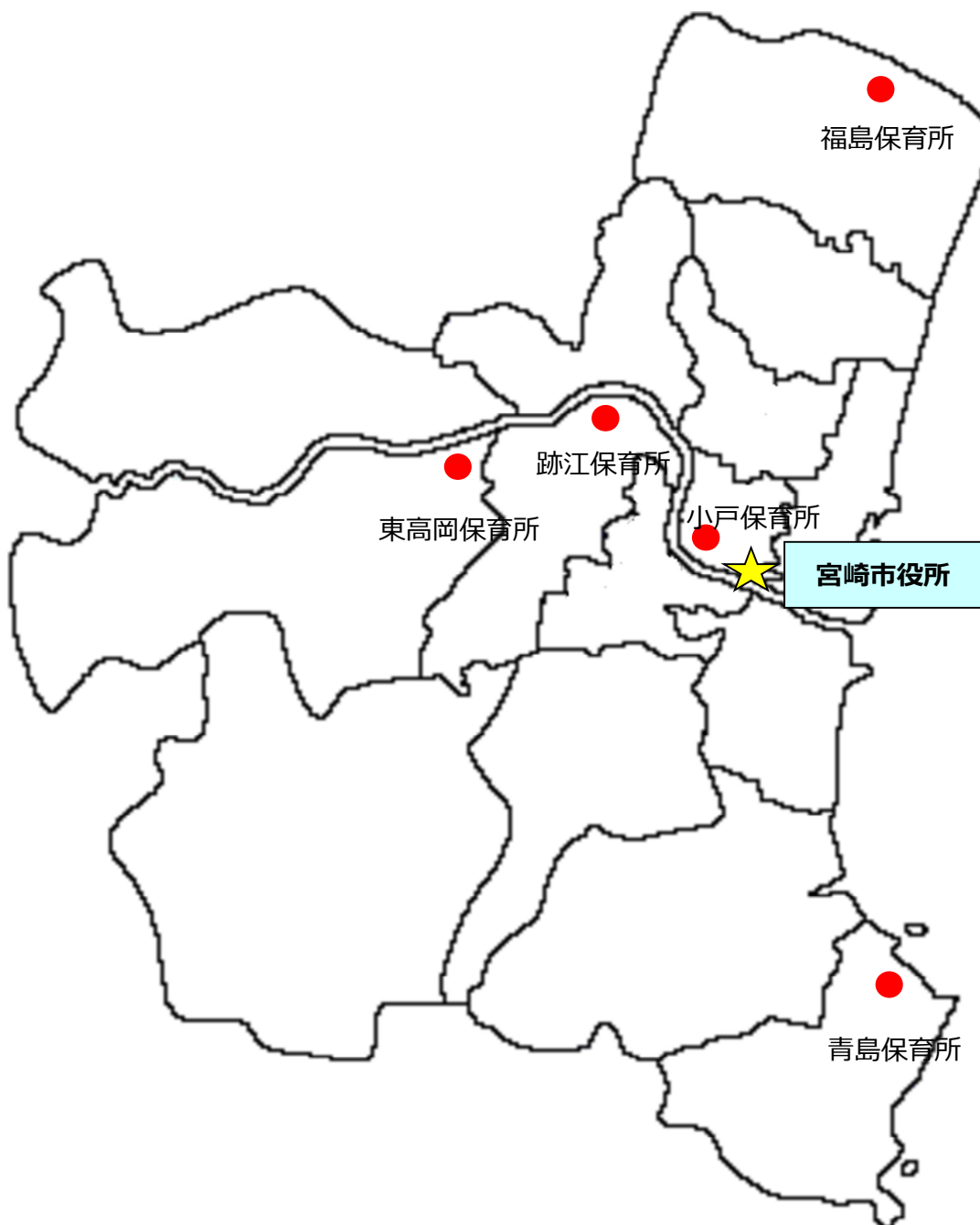


第5章 具体的な取り組み

1 保育所ごとの具体的な取り組み

公立保育所は、下記のとおり、市内に5箇所設置されており、そのうち東高岡保育所は指定管理で運営しています。

保育所ごとに施設や運営の特性、保育所所在地の地域性等が異なっていることから、それぞれの特徴を活かし、第4章で示した4つの方向性の達成を目指します。



(1) 小戸保育所

【概要】

利用定員：80人
建築年：令和4年3月建築
構造：鉄筋コンクリート造2階建て
敷地面積：1,811㎡
延床面積：1,084㎡

【周辺環境】

市内中心部に位置し、小戸神社の森に囲まれた保育所です。夏は木陰で遊び、秋にはどんぐりを拾うことができます。また、近くを大淀川が流れ、堤防では四季を通していろいろな自然に触れることができます。

【特徴】

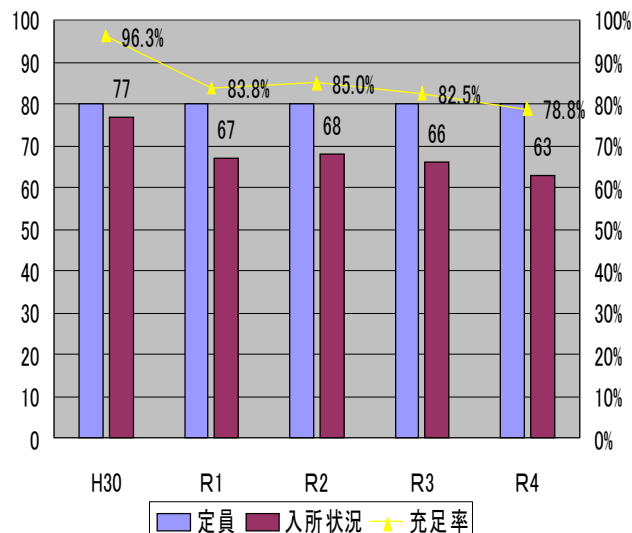
令和4年3月に建設完了した新しい施設であり、保健室、エレベーター、思いやり駐車場を設置するなど、医療的ケアが必要な児童の受入環境を整備しています。また、公立保育所で唯一休日一時保育を実施し、休日に勤務のある世帯が利用しています。

【課題】

小戸保育所は、医療的ケア児の受入をはじめとする配慮が必要な児童の受入、休日一時保育の実施など、多様な保育サービスを集約した施設です。また、公立保育所で最も新しい施設であり、市内中心部に位置していることから、今後は、市全体の保育環境を向上させるための中核的な施設となっていく必要があります。



小戸保育所の入所状況（各年4月1日時点）



個別計画

園の方向性	医療的ケアが必要な児童の受入を行うとともに、関係機関や私立施設と連携を図り、市全体の保育環境を向上させる保育の中核的な施設とする。
事業計画	<p>① 医療的ケア児の受入 医療的ケア児の円滑な受入を行い、他の児童との共同生活の場の提供により、医療的ケア児の健やかな成長に資するとともに、その家族の離職防止につなげる。 また、医療的ケア児を養育する保護者からの育児不安や悩みに関する相談について、発達支援センター等の関係機関と連携して対応する。</p> <p>② 市全体の保育環境向上への寄与 発達支援センター等の関係機関や私立施設に対し、公開保育や研修受入を実施し、医療的ケア児を初めとした配慮が必要な児童の保育に関するノウハウを還元するなど、市全体の保育環境を向上させる保育の中核的な施設とする。</p> <p>③ 関係機関や私立施設との連携 公開保育や研修の場において、関係機関や私立施設と意見交換を実施し、互いに抱える課題の共有及びその解決を目指す。</p>

実施スケジュール	R 5	R 6
①医療的ケア児の受入	医療的ケア児の受入（定員1～2名） 医療的ケア児の家族の育児相談、悩み相談対応 小戸保育所の受入定員拡大、市全体での受け皿拡大の検討	
②市全体の保育環境向上への寄与	実施体制の検討	公開保育、研修受入（医療的ケア児保育等）
③関係機関や私立施設との連携		課題共有、意見交換

計画の推進に向けた課題	<p>①⇒医療的ケア児の受入定員拡大の検討に向けて、まずは令和5年度の受入を円滑に実施し、早期にノウハウの蓄積が必要。</p> <p>②、③⇒公開保育、研修受入及びそれに附随する意見交換等について、実施体制の検討が必要。</p>
-------------	--

(2) 青島保育所

【概要】

利用定員：45人

建築年数：平成29年3月建築

構造：鉄筋コンクリート造3階建て

敷地面積：5,499.30㎡（敷地全体）

建築面積：574.45㎡（保育所部分）

※青島地域総合センター1階

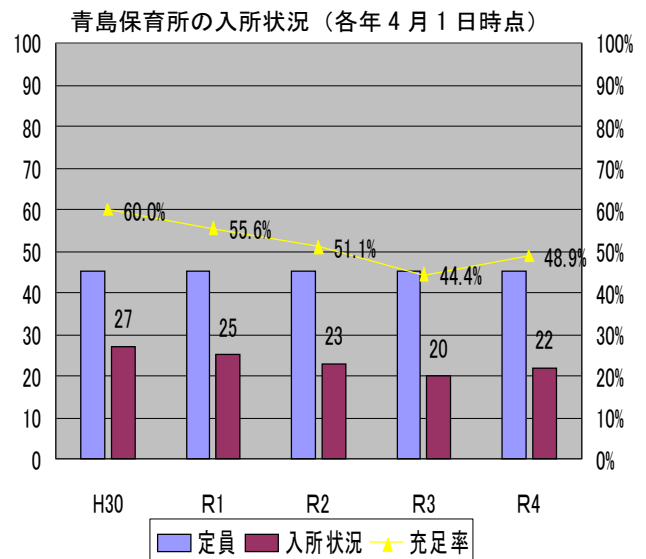


【周辺環境】

宮崎市の観光シンボル「青島・鬼のせんたく板」の近くにあり、自然環境も大変よく、「ボタニックガーデン」「こどものくに」にも散歩で行ける距離です。近くの海ではたくさんの方々の船や波を満喫しているサーファーの方達を見学することもできます。

【特徴】

青島保育所は、自然環境に恵まれた立地条件を生かして、散歩を多く取り入れてのびのびとした保育を行っています。小学校、中学校とも連携をとりあい、地域の方々ともふれあいを設け、地域行事にも参加しています。



【課題】

利用者が定員に満たない状況が常態化しており、地域性も踏まえた入所者確保の検討が必要となっています。あわせて、地域全体で就学前児童が減少している状況も踏まえると、入所者確保を進めながらも、利用率の維持が困難になることも考えられます。



個別計画

主な目的	地域性を生かした保育所として、地域の特性にあわせた保育を展開すると共に、空き定員を活用した子育て支援に取り組む。
事業計画	<p>① 外国籍児童等の積極的な受入 外国籍児童の保育所利用状況を把握するとともに、外国籍世帯や外国にルーツをもつ家庭を受け入れている私立施設と意見交換を実施するなど、受入体制を構築し、積極的な受入につなげる。</p> <p>② 空き定員を活用した子育て支援 空き定員を活用し、既存の一時預かりの仕組みの活用や園庭開放の実施など、積極的な受入を行うとともに、その中で困難に直面している世帯等がある場合には、適切な支援を行う。</p> <p>③ 青島・内海地区のセーフティネット 私立施設が少ない青島・内海地区において、上記①、②の取組み等を通じて子育て世帯の相談窓口となるとともに、災害時の代替保育の実施を検討するなど、地域のセーフティネットとしての役割を果たす。</p>

実施スケジュール	R 5	R 6
①外国籍児童等の積極的な受入	<p>利用状況の把握</p> <p>受入体制の検討</p> <p>私立施設との意見交換、課題共有</p> <p>職員研修の実施</p>	<p>受入体制が整い次第、受入開始</p>
②空き定員を活用した子育て支援	<p>実施体制の検討</p> <p>受入開始</p>	
③青島・内海地区のセーフティネット		<p>私立施設との意見交換（②の取組の周知、情報共有等）</p> <p>災害時代替保育の実施検討</p>

計画の推進に向けた課題	<p>①⇒外国籍児童等の利用状況を把握する方法の検討が必要。</p> <p>②⇒子育て世帯への事業周知の方法の検討が必要。</p> <p>③⇒代替保育の体制等の検討が必要。</p>
-------------	--

(3) 跡江保育所

【概要】

利用定員：75人
建築年数：平成26年10月建築
構造：地上1階・W・木造
敷地面積：5,342.59㎡
建築面積：772.00㎡

【周辺環境】

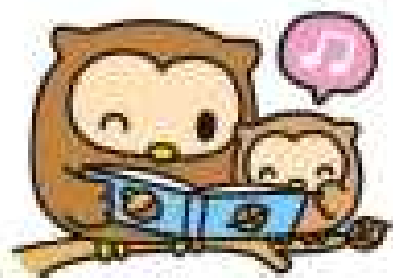
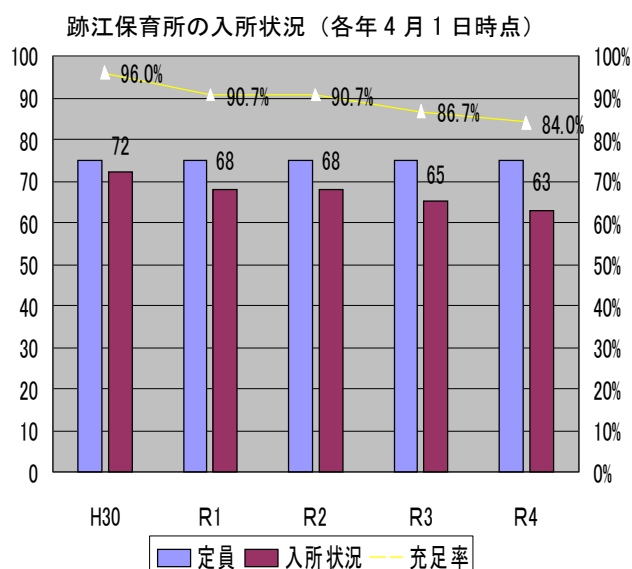
旧宮崎市域の西部に位置し、近くに生目古墳公園や生目の杜遊古館、生目の杜運動公園があり、四季折々の自然に親しむことができます。

【特徴】

跡江保育所は、保育所部門と地域子育て支援部門があります。地域子育て支援部門には、親子通園〈ゆらりん〉と子育て支援センター〈みっけ〉の時間帯があり、子育て支援センターは、子育て中の親子が気軽に利用できる交流の場です。親子間の交流を深めたり、子育てに対する不安やお悩みに対する相談も受け付けています。

【課題】

子育て支援センターが併設されているという特徴を活かし、発達に不安がある子ども等への保育及び子育て支援のための拠点施設とする必要があります。



個別計画

主な目的	保育所と子育て支援センターの連携を強化するなど、発達に不安がある児童等を初めとする特別な配慮が必要な児童の保育の拠点施設とする。
事業計画	<p>① 発達に不安がある児童等の積極的な受け入れ 保育所において、発達に不安がある児童等の積極的な受け入れを実施するとともに、必要に応じて、子育て支援センターの職員との面談の時間を設けるなど、保護者の育児不安の解消に取り組む。</p> <p>② 発達に不安がある児童等への積極的な支援 子育て支援センターにおいて、親子通園等の取組みを継続しつつ、関係機関との連携を図りながら、既存の取組みの更なる充実を目指す。</p> <p>③ 保育所と子育て支援センターの連携強化 子育て支援センターに通所している発達に不安がある児童等と保育所入所児童との積極的な交流を図り、互いに高めあえるインクルーシブな保育環境を構築する。</p> <p>④ 子育て支援センターを併設している私立施設との連携 子育て支援センターを併設している私立施設等に対し、公開保育や研修受入等を実施するとともに、意見交換を実施し、互いに抱える課題の共有及びその解決を目指す。</p>

実施スケジュール	R 5	R 6
①発達に不安がある児童等の積極的な受け入れ（保育所）	発達に不安がある児童等の受入 発達に不安がある児童等の育児相談、悩み相談対応	
②発達に不安がある児童等への積極的な支援（子育て支援センター）	既存の取組み（親子通園、親子講座等）の継続 関係機関との連携	既存の取組みの充実
③保育所と子育て支援センターの連携強化	連携体制の検討 連携開始	課題抽出・改善
④子育て支援センターを併設している私立施設との連携	実施体制の検討	公開保育、研修受入（障がい児保育等） 課題共有、意見交換

計画の推進に向けた課題	<p>①～③⇒既存の取組の充実や課題改善に対応する場合の、実施体制（人員配置、予算等）の検討が必要。</p> <p>④⇒課題共有後、改めて解決に向けた方針検討が必要。</p>
-------------	---

(4) 福島保育所

【概要】

利用定員：45人
建築年数：昭和51年3月建築
構造：地上1階・鉄筋コンクリート
敷地面積：1,907.14㎡
建築面積：371.13㎡

【周辺環境】

宮崎市北部の一ツ瀬川沿いの田園地帯に位置しており、宮崎市北部から中心部に向かう県道に面していることから、送迎に関する利便性は高くなっています。

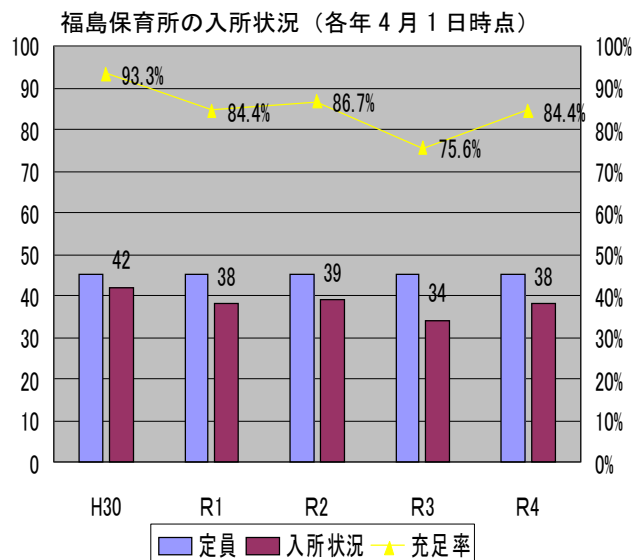
【特徴】

地域の人たちとの会話・交流が多く、人生に必要なコミュニケーション力が自然に育ちます。また、いろいろな野の花や虫を観察し遊ぶ中で、自然に数遊びを覚え、五感が刺激され生きていくうえで豊かな感性が育って、必要な体力も自然と発達します。

【課題】

地域の保育需要が満たされていること、施設の老朽化が進んでいること、津波浸水エリアに位置していることなどから、令和4年度の市の施設評価において、「今後のあり方検討が必要」と評価されています。

今後は、保護者の皆様や地域の皆様と意見交換等を実施しながら、福島保育所のあり方検討を進めていく必要があります。

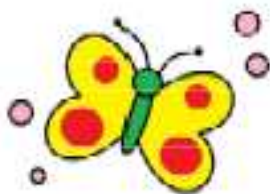


個別計画

主な目的	施設の維持をしながら現行の保育を継続しつつ、今後の福島保育所のあり方を検討する。
事業計画	<p>① 保育所のあり方検討 令和4年度施設評価において、「今後のあり方検討が必要」と評価されていることから、保護者や地域との意見交換を実施しながら、令和6年度中に今後の福島保育所の運営方針を示す。</p> <p>② 施設の維持 老朽化した施設について、今後の保育所のあり方検討の状況も踏まえ、適切な維持・修繕等を行う。</p>

実施スケジュール	R 5	R 6
①保育所のあり方検討	<p>保育所のあり方検討</p> <p>保護者、地域との意見交換</p>	<p>運営方針案公表</p>
②施設の維持	<p>適切な維持・修繕</p>	

計画の推進に向けた課題	地域の保育需要が満たされていること、施設の老朽化が進んでいること、津波浸水エリアに位置していることなどから、早急なあり方検討が必要。
-------------	--



(5) 東高岡保育所

【概要】

利用定員：50人

建築年数：平成21年4月建築

構造：地上1階・S・鉄骨

敷地面積：2,390.56㎡

建築面積：432.39㎡



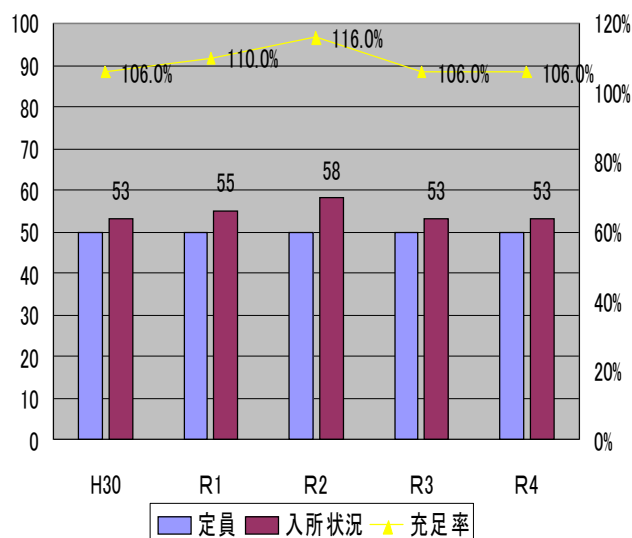
【周辺環境】

旧高岡町と旧宮崎市の間に位置することから、送迎に関する利便性が高く、利用者は定員を上回っています。

【特徴】

平成21年度に建替えられた施設で、平成22年度から指定管理者制度での運営を行っています。

公立保育所で唯一指定管理者制度での運営を行っており、民間活力を導入して特色のある保育を展開しており、保護者の満足度も非常に高くなっています。



【課題】

指定管理者制度により民間活力を導入したことで、サービスの向上に一定の成果は得られましたが、入所児童数に比例して指定管理料（保育所運営費）が増加しています。また、5年ごとに事業者の更新がある指定管理者制度は、「保育の継続性」が担保できないという課題があります。

指定管理者制度によるこれらの課題に対応するため、完全民営化に向けた検討を開始し、令和4年7月に保護者との協議等を実施しました。完全民営化については特に意見はありませんでしたが、事業者選定は非公募を希望する意見があがりました。今後は、事業者選定の方法についての検討が必要となっています。

<指定管理>

- 平成22年4月1日 ～ 平成27年3月31日 社会福祉法人 純心会
- 平成27年4月1日 ～ 令和2年3月31日 社会福祉法人 公成福祉会
- 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日 社会福祉法人 公成福祉会

個別計画

主な目的	「保育の継続性の担保」及び「運営費の負担軽減」のため、指定管理者制度から完全民営化への円滑な移行を実施する。
事業計画	① 完全民営化への円滑な移行 事業者公募の方法（公募又は非公募）や、土地・建物の譲渡方法等、完全民営化の条件を検討・整備し、指定管理期間終了後の令和7年度より完全民営化へ移行する。

実施スケジュール	R 5	R 6
①完全民営化への円滑な移行	完全民営化の条件の検討・整備	

計画の推進に向けた課題	過去の事例等を踏まえながら、完全民営化に向けた条件の検討・整備が必要。
-------------	-------------------------------------



2 その他の取組み

(1) 新型コロナウイルス感染症について

令和2年頃より、新型コロナウイルス感染症の流行が始まり、保育の現場においても、普段の活動時のマスク着用、消毒対応、黙食の実施、行事の中止、縮小など、大きな変化を強いられました。

社会や教育現場等においては、テレワークやオンライン授業等、非接触による対応も増加しておりますが、保育に関しては、リモートでの実施が困難であるため、現行の保育に工夫を凝らしながら対応していかなければなりません。

最近では、流行当初に比べれば、様々な規制も緩和されてきていますが、今後も新型コロナウイルス感染症に対応しつつ、具体的には下記の方針を意識しながら保育を実施していく必要があります。

【方針】

- ・国の方針等を踏まえつつ、感染予防策を講じながら、可能な限り園外保育や行事等を実施するなど、子どもの成長の機会を確保する。
- ・保育士等が感染した場合でも、職員配置を確保し、保育の提供ができるよう、直営の公立保育所4園での協力体制を構築する。
- ・医療的ケアが必要な児童等の受入がある場合には、感染した場合は重症化する恐れがあるため、保護者への注意喚起を徹底するなど、適切な対応を行う。

(2) 保育所における食事について

保育所での給食は、成長に不可欠な栄養素を摂取することに加え、みんなで食事をすることの喜びや、社会性を身につける重要な機会となることから、心身両面の成長に大きな影響を与えるものとなっています。

今後も、給食調理員と保育士等が連携をとりながら、年齢に応じた食事の提供を行うなど、質の担保に努めるとともに、コロナ禍の中でも食育等の機会を適切に確保し、子どもが食に関する意識を高められるように働きかける必要があります。

【方針】

- ・給食調理員（委託業者含む）と保育士等が連携を取り、アレルギー対応や医療的ケア児など、個に応じたきめ細やかな食事の提供を行う。
- ・子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、食育の機会を確保する。

(3) 職員配置について

公立の保育所は、行政機関として、通常保育とは別に、第4章で記した4つの方向性の実現を目指していく必要があります。加えて、長引く新型コロナウイルスの影響により、保育の現場の負担は増加している状況です。公立私立問わず深刻な保育士不足に陥っている状況ではありますが、保育所が、成長や人格形成の重要な時期にある幼児が1日の大半を過ごす施設であることを鑑みると、職員配置の側面からも、児童の保育環境の安定を図る必要があります。

また、平成19年以降の民営化の影響も有り、中堅層の職員が不足しています。年齢構成の不均衡が発生していることから、保育現場におけるノウハウの円滑な継承が課題となっています。

【方針】

- ・第4章で記した4つの方向性を実現するため、安定した職員配置を行うとともに、研修等の機会を確保し、保育士のスキルアップを図る。
- ・保育士の負担軽減のため、既存のICTシステム（園楽）の機能を最大限活用するとともに、各種業務（連絡帳、負担金徴収、各種申請等）のオンライン化、電子化の検討を行う。
- ・ノウハウの円滑な継承を実現できるよう、保育の体制や研修のあり方等を研究する。



第6章 取り組みの推進にあたって

1 推進の方法

本計画の推進にあたり、公立保育所は私立施設とは異なる行政機関であることを改めて認識するとともに、記載した具体的な取り組みを意識しながら保育にあたります。また、計画の進捗については、定期的に、本課及び公立保育所長と協議・確認の場を設けながら管理を行っていきます。

2年間という計画期間の中で、新しい公立保育所の姿として記した4つの方向性を達成するため、関係機関や私立施設との連携も図りながら、スピード感をもって取り組みます。

2 外部識者等

「公立保育所運営計画」の策定及び推進にあたっては、「宮崎市子ども・子育て会議」を活用し、意見を聴くものとします。

3 本計画の検証、見直し

本計画の上位計画である「宮崎市子ども・子育て支援プラン」に基づく保育の量の拡大による推移等、「宮崎市子ども・子育て会議」に図り、本計画の見直しを行います。



公立保育所運営計画

令和5年3月

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

宮崎市 子ども未来部 保育幼稚園課

電話 0985-21-1774 FAX 0985-27-0712